

令和 6 年 7 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 6 年 7 月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和 6 年 7 月 2 5 日（木曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室 3

○出席委員 黒田光浩教育長
田中昌希委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
赤木信之委員

○教育委員会事務局

教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、給食センター所長 野村精二、
指導課 河原浩志、生涯学習課長兼生涯学習係長 小森谷信幸、
スポーツ振興課長 仁見 剛、
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真
学校教育課学務係長 山口 明良

1 付議案件

- （１）議案第 9 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書の採択について
＜非公開＞
- （２）議案第 1 0 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書（特別支援学級用）
の採択について ＜非公開＞

2 報告事項

- （１）報告第 9 号 教育長報告について
- （２）報告第 1 0 号 結城市奨学資金返還金滞納整理事務処理要項の制定について

学校教育課長 皆様、改めましてこんにちは。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいですし、傍聴の方もいらっしゃいませんので、定例会のほうを始めさせていただきたいと思います。

定例会の開催に当たりまして、初めに資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前に配付させていただきました令和 6 年 7 月結城市教育委員会定例会の資料です。そちらに加えまして、今回、資料 1 と表面に書いてある別冊の資料です。こちらが 1 つと、あとはスポーツ振興課の封筒の中に北関東中学校野球大会の組合せ等が資料として入っておりますので、こちら 2 点、お配りさせていただいてございます。

不足等はないでしょうか。

それでは、黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 7 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。中村委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は 2 件です。議案第 9 号及び 10 号は、教科用図書の採択案件であり、静謐な審議環境の確保のため、非公開にしたいと考えております。ご賛同いただける方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員。

よって、議案第 9 号及び 10 号は非公開とさせていただきます。

それでは、議案第 9 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書の採択について、議案第 10 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書（特別支援学級用）の採択については関連がございますので、一括して議題とさせていただきます。

**◎議案第 9 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書の採択について
＜非公開＞**

**◎議案第 10 号 令和 7 年度使用結城市立小中学校教科用図書（特別支援学級用）の採
択について ＜非公開＞**

＜非公開部分削除＞

教育長 議案第 9 号及び議案第 10 号についてお諮りさせていただきます。

議案第 9 号及び議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第 9 号及び議案第 10 号については原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

◎報告第 9 号 教育長報告について

教育長

続きまして、報告事項になります。

報告第 9 号 教育長報告について、私から初めに報告させていただきます。

資料の 3 ページ、ご覧ください。

報告第 9 号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和 6 年 7 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

4 ページをご覧ください。

そちらのほうで簡単に説明させていただきます。

まず、今日の午前中、小山の市役所で中学校 2 年生の広島の派遣結団式がありまして、教育委員会から私と大木部長、あと小森谷課長で、市の方からは市長と秘書課長と、あと議会事務局長、大橋議長の方で参加させていただきました。今年の結城市の中学校の団長が南中の塚田校長で、各校 2 名ずつ、男女 1 名ずつの 2 名、合計 6 名派遣されることになります。8 月 5 日から 8 月 7 日ということです。まずそういうことがありました。

あとは、もう一つは、今ちょうど結城東中、総体、野球の準決勝勝って、県大会の決勝戦、恐らく第二試合が終わって、もう始まったと思うんですけども、第二試合も石下中と石下西中学校の合同チーム対筑西ベースボールクラブという、初めてのクラブチーム、それが今、準決勝の第二試合で戦っていて、結局、県のベスト 4 に県西地区の 3 チームが全部残って、結城東中学校が決勝へ行ったので、関東大会決定。どっちも県西なので、県西 2 チームが関東大会です。軟式野球の関東大会は。今年、小山市で開催なので、すごく近いということで、先ほどもそのときはよろしく願いしますということで教育長さんに。恐らく野球で県総体優勝というのは、あの頃の結城中以外ないんじゃないかと思うんです。結城中しか強いところがなかったんで、南中もそこまではいっていませんし。県選抜とかなんかは優勝していますけれども、新人も優勝したことがあるんですけども、総体というのはないと思うので。だから、すごい頑張っているなということでご報告させていただきます。

では、レジュメのほうでまず 1 番です。令和 6 年度の指導課の計画訪問の結果についてということで、これは委員の皆様へのお礼です。本当に計画訪問のほう、随行していただきまして、ありがとうございました。よろしく願います。

ただ、細かいことをいろいろと書いてありますけれども、大きい学校は 3 時間ずっと見るんですけども、小さい学校は 1 時から 5 時間目だけで、特に大きい学校でずっと 10 時から 4 時半ぐらいまで、今、検討しているんですけども、大きい学校は午前中 3 時間授業を見て、もう一旦それで終わって、4 時ぐらいから、あるいは 3 時半ぐらいから全体会をやったほうがいいのか。委員の皆さんには二度手間になっちゃうんですけども、

学校でもそのほうが楽なのかなという感じはしています。どういふのが一番いいのかはちょっと検討していきたいと思っております。

指導とか分科会とか、全体会というのは、大体そういうことをお話しさせていただきました。指導主事2人からは、直接、授業のいろいろと細かい部分を指導してもらって、湯本課長からは服務規律とか、あるいは生徒指導、あるいは授業改善とか働き方改革とかそういうものを全般的に課長のほうからは話していただきました。

私のほうからは、特に教育公務員としての在り方について話をさせていただきました。特に力を入れたのは、いわゆる定年延長元年ということで、61歳、60で校長、教頭も役職定年になっても、一応終わって、違うところで働くということになる、その元年なんですね。ですから、61歳という先生がいて、今年の3月31日には定年退職というのは、なくて、来年、61歳で定年退職ということになるんですけれども、しっかりと学校のために尽くしてもらいたいということを言わせていただきました。若手の模範になるような、そういう言動をしてもらって、ベテランは特に自分の言動というのが学校に与える影響、どれだけのものかということを考えて仕事をしてもらいたいということを話させていただきました。

一番最後の感じのいい学校・感じのいい先生というのは、これ今は亡き、結城小学校の校長先生がずっと言っていたことなんですね。感じのいい学校にしたいよな、感じのいい学校になるのには、感じのいい先生をつくっていかなくちゃいけない。そのためには、挨拶はするし、あと笑顔でなくちゃいけない。笑顔つくってくださいなんてよく言われていましたけれども、笑顔というのはやっぱり、やるものだと思うし、子供たちにとっては、大事なことなので。健康第一、それがやっぱりきちんとできなかつたら、子供の指導なんかできないということで話をさせていただきました。

そんなところで、計画訪問、本当にありがとうございました。

2番で、6月30日までの児童生徒の状況等について。

読書市長賞ということで、読書の市長賞というのは、小学校と中学校で一番早く50冊、100冊を達成した人を市長が表彰していただくということになっています。今回は西小の5年生、あと、中学校は結城南中学校の1年生。

教育長

おめでとうございます。本当に素晴らしいと思います。ぜひこれから100冊、県の表彰もしていただければと。

小学校は今のところ22人、去年この時点で39人いたんですけれども、逆に中学生って、去年この時点で11人だったのが22人に増えているということ、そういう傾向があります。

ゆうの木の通所状況ということで、北部分館、今までのゆうの木ですね。結構いっぱいになってるという状況です。南分室ができました。時々来る子もいるので、限度があると思うんですけれども、何とか東光寺さんの南分室ということで活用していただいております。

3 番です。夏季休業における学校閉庁日の実施ということで、8 月 1 3 から 1 6 日の 4 日間、あと 1 1 月 1 3 日、県民の日、あと今年は 1 2 月 2 6 日、2 7 日の木曜、金曜が学校閉庁日ということになっております。ご報告です。

4 番、行事等、そのほかについてです。

この前も何かで触れたかと思うんですけども、(1) 番、第 5 8 回交通安全子供自転車県大会が 7 月 1 1 日に水戸でありまして、結城西小学校が 3 位に入賞したということで、今までで恐らく結城市で一番よかった。会長さんとかも、あと警察署長さんも大喜びで、ありがとうございました。子供たち、本当によく頑張ってくれました。

(2) 番です。第 4 0 回の茨城県小学生交流陸上大会、前の日清カップですよね、6 名出て、男子のコンバインド B ということで、県に結城小学校。これコンバインドというのは複合ですね。複合で、幅跳びとボールスローじゃなくて羽根のついたジャベリックボールなんです。幅跳びとジャベリックボール投げで競うということで、1 位取れんじやないかなんて言われていたんですけども、2 位だったようです。

ちなみに、コンバインドの A というのは 1 0 0 メートルと、あと高跳びだそうです。あと、女子の 6 年生の 1 0 0 メートルで 2 位に西小学校の女の子が入賞したということで報告を受けました。

(3) 番です。茨城県中学校総合体育大会、現在まさにやっております。今のところ全国大会決定というのは、水泳で 2 年生。これはもう超スーパー中学生だと思います。水泳の 2 0 0 メートル自由形と 4 0 0 メートル自由形、恐らく全国でも 4 番以内に入るんじゃないかなというような期待する選手です。

あと、結城中学校の女子、4 × 1 0 0 メートル自由形リレーも全国大会に出場します。

あと、おととい決まったことなんですけれども、柔道男子 7 3 キログラム級で東中が優勝して、全国大会を決めております。今のところそういう状況です。

今、野球のほうも県大会やっております。関東大会は結構決めているところがあるようです。

(4) 番です。第 1 9 回世界剣道選手権大会、イタリアミラノで行われたんですけども、宮本敬太選手。

教育長

山川小学校出身で、中学校は総和中学校で、水戸葵陵に行って、国士舘大学の 3 年生のときに全日本剣道、全国で 3 位になっている。警視庁に行って、今回、世界大会のメンバーで出場して優勝しているということです。7 月 2 6 日に市長表敬訪問ということで来てくださることに、2 6 日に来ることになっております。

教育長

あとは、(5) 番で県西地区吹奏楽コンクールがアクロスで 2 7 日土曜日と 2 8 日行われます。今も多分、あの辺、大型バスが来ているのは、もう

借り切って練習をやっているところだと、やっているところは本当に、高校もありますので。ちなみに結城中学校が、一番大きい部門なので、27日土曜日。東中と南中は28日ということになっているようです。

あとは、先ほどお配りしました、第75回北関東中学校野球大会ということで、組合せがいろいろと、棄権のチームが出てきたので、お配りさせていただきました。棄権のチームは、主に右側なんですけれども、栃木県のチームは、やっぱりちょうど北関東と県の栃木県少年野球と、あと総体なんかも被ってきているので、参加できないということで。

結城東中というのは、いきなり3回戦からということで、期待できるかと思います。それが組合せの変更点です。

決勝、最終日、時間が変わっています。順当にいけば31日に鹿窪球場で準決勝第一試合、準決勝第二試合をやった後、一番暑いときに決勝戦が行われるはずなんですけれども、子供たちの健康を考えてくださって、鹿窪球場と川木谷野球場で8時から準決勝を一緒にやって、勝ったチームで10時半からということで、本当にありがたいと思います。午前中には終わるようにすると。そういうことで、子供たちの健康管理を考えてそういうふうにいただきました。感謝したいと思います。ぜひ開会式、閉会式のほう、よろしくお願いします。

あとは(7)番です。福井市交流事業ということで、市内小学生8名、団長は市子連の副会長。前期、あした、福井からいらっしゃいます。7月26、27、28日が福井から来て、今度は後期で福井に行くのが8月23、24、25というふうになっております。

(8)番です。令和6年度中学校区小中一貫教育会議ということで、8月1日午前中に各中学校区で会議がありますので、恐らく参加要請行っているかと思うんですけれども、そちらのほうもぜひお願いしたいと思います。

あとは、(9)は、校長会で、8年ぶりか9年ぶりぐらいに福井市に研究視察に行きます。8月2日から3日、金曜、土曜日。特に今回は特別展「天下人の子」ということで、福井県立博物館でやっていますので、そちらのほうを見て、教育委員会を表敬してきたいと思います。

(10)番です。広島平和記念式典、先ほどお話ししました8月5日から7日ということになっております。

(11)番、市人権講演会、8月19日、アクロス小ホールで、同じようにイングリッシュキャンプということで、市内のALTの先生方が中学生とかに、キャンプとかするわけではないですけれども、英語の学習会みたいなものを実施するというので、8月19日、下り松の南部公民館で実施する予定になっております。

私の方からは以上です。

何かご質問等ありましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 まず1番の計画訪問の同行させていただいて、ありがとうございました。教育長さんをはじめ課長さんのほうからの伝達ということで、教育委員会が先生方にどういう方向性を指導してくださっているのかということがよく分かって、ありがたいなと思いました。

 その中で、教育長さんがおっしゃっていた感じのいい学校・先生という部分があるんですが、やっぱりそういう感じのいい対応というものは、相手の気持ちも穏やかにするし、そういう意味では非常に大事なことだと思って、教育長さんがおっしゃっていることもしみじみと感じながら聞かせていただきました。

 それから2つ目なんですが、不登校児童生徒、これは今現在の状況は。

教育長 河原さん、いいですか。

指導課 6月30日までの時点で30日以上超えていた子はいます。

赤木委員 そうすると、ほぼ全欠状態ですか。

指導課 いや、全部で授業数50幾つだったかと思うので、半分ぐらいのイメージです。全欠の子も中にはいますが、数人です。ほとんどいないです。

赤木委員 非常に要因として考えられることについては、難しい部分もあると思うんですが、やっぱり早め早めの対応という部分で、少しでも減らしていくということが筋じゃないかと思います。それに並行して、ゆうの木のほうの通級児童生徒数も非常に多いんですが、今現在、指導員の先生方だけで対応できているんですか。

指導課 日によってかなり参加人数というか、通所人数にばらつきがあるので、かなり多い日も中にはあるようで、今日は多かったなんていうふうに聞くこともあります。

赤木委員 毎日ゆうの木に通っているわけではないんですか、この子たちは。

指導課 生徒の事情によって様々で、毎日行っている子もいれば、たまに行く、あるいは学校にも行ってゆうの木にも行くという子も中にはいます、どちらもという感じの子も中にはいます。

赤木委員 そうすると、その学習計画みたいなものは自分自身で立てるんですか、ゆうの木に行く子供たち。

指導課 そうですね。自分自身で立てたり、あとは学校に放課後だけ行って、プリントもらったり、今度これやっておいでなんて言って、担任や教科担当の先生と話して決めてくるなんていう子もいます。

赤木委員 今現在も助手的な先生方も何人かいらっしゃるようなんですが、やっぱり少しでも人数を確保して手厚い支援ができるといいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

 以上です。

教育長 赤木委員からあったように、人数が足りないというのも事実で、結城市でも3つの中学校、フリースクールじゃないんですけれども、居場所というところはどの学校も自主的につくってくれているんです。

 ですので、みんなこの中学校、あるいは小学校あたりもほかの教室を

使ってそういうことをやっていただいているというのが今の状況です。

ほかいかがでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員

夏休みに入って、支援教室の保護者のほうからちょっと質問があったんですけれども、夏に入ってお休みになると、夏休み明けの登校のリズムが狂うと。なかなか気持ちに乗らなかったり何だりということが起きるんじゃないかというのをちょっと想定して心配しているんだと。それで、例えばこのゆうの木とかに、1日じゃなくてもいいんですけれども、例えば2時間でも3時間でも、夏休みの期間、リズムを維持するために使わせてもらうことは、行かせてもらうことは可能なのかなという。

教育長

もうできる限りそれは協力したいと思います。それで向こうの先生にもお話ししますんで、ぜひ相談してみてください。今も来ている子たちがいるんで、それで困っているんだったら、相談に乗ってくれると思うんで、ぜひしてみてください。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

田中委員、何かありますか。

田中委員

私は、先ほどの不登校の件で、結構、去年と比べて大分数字が大きくなったなと思って、その理由とかそういったのは、何かもしあれば。

指導課

実はこの数字の中にゆうの木を利用している子も実は含まれておりまして、報告上は、ゆうの木に行っても欠席の扱いで報告させていただいているんで。私たちとして考えている一つは、たくさんの学びの場を保障できているというところで、ゆうの木を選ぶという子が増えてきたかなと。そのゆうの木の件数も増えてきているので。

あとは、ここのところ一番多いのが、無気力、あと人間関係の不安という理由を答える子が一番多くなっています。

田中委員

じゃゆうの木でも通っていると、不登校という……

指導課

国に報告する報告書は不登校として数字をカウントしなきゃいけないんです。ただ、学校としては出席の扱いになります。

田中委員

国への報告としては不登校として、そうですか。分かりました。

結構、世の中の風潮として、ラジオとかでも聞いていると、結構、今ってね、学校へ行っていない不登校でもいい、何か自分がやりたいことをできる環境を保障してあげようみたいな、そういうのをよく聞くので、本当、ゆうの木というところで、一人一人の支援をしてもらえるところも、いろんなみんなと、大人数じゃ駄目だとか、何かいろいろ理由があるんで、そういう子に合わせたところで、そういう選択肢があるのは本当いいなと思ってはいるんですが。分かりました。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。

中村委員

もう一ついいですか。

教育長

どうぞ。

中村委員

もう今、休みに入ったからあれかも、もう申請はないとは思っただけ

ども、ラーケーションの取得者というのかな、申請者というのはいくつくらいありましたか。

教育長 今、資料をちょっと持ち合わせていないので、全部調べてあります。後でお持ちします。

中村委員 ありますか。

教育長 あります。結構使っています。まとめてもらって、大体どのくらいなのか、今日ここへちょっと持って来ていないので、後でちょっとお持ちしたいと思います。

中村委員 特に問題になるような状況ではないんですね。

教育長 ないです。

中村委員 一気にみんなにとって、大変だということでは、そういうことではない。

教育長 うまく学校のほうでも、学校で学習の保障をしてくれないとか、そういうことも聞いていないので、そこだけ何か授業が進んだらコピーしてあげるとか、ちょっと教えてあげるとか、休みっ放しにさせちゃったら、学業の保障などもできないので、そこはちょっと気をつけてくれということは言っておりますけれども。

中村委員 そういうことのやっぱり心配とか、何か実績としてどういうふうの問題なり、いい点とか、上がってきているのかなとちょっと思ったものだから。じゃ結構多いんですね。

教育長 結構あります。

中村委員 そういうふうに今度多くなってくると、ラーケーションを取れない状況の家庭というか、そういうのが羨ましがらんじゃないかなと思って。しょうがないといえましょうがないけれども。家庭での事情というのはもう根底にあるわけだからね。じゃ有効に使えるということなんだね。

教育長 そうですね、今のところは。

ありがとうございました。

では、報告第9号については終了させていただきます。

◎報告第10号 結城市奨学資金返還金滞納整理事務処理要項の制定について

次に、報告第10号 結城市奨学資金返還金滞納整理事務処理要項の制定について、事務局からお願いします。

学務係長 それでは、資料5ページをご覧ください。

報告第10号 結城市奨学資金返還金滞納整理事務処理要項の制定について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和6年7月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、資料6ページをご覧ください。

こちら令和6年7月19日付、結城市教育委員会教育長訓令第1号 結城市奨学資金返還金滞納整理事務処理要項となります。

滞納整理事務処理要項についてですが、奨学金事業は、優れた学生等で

経済的理由により、就学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び次世代の社会を担う有用な人材の育成に努めておりますが、一方で返還金の滞納額圧縮などが課題となっており、納付者の公平性や次の世代の奨学金の原資の確保の点から、返還金を効果的かつ効率的に回収するため、このたび奨学資金返還金滞納整理事務処理要項を制定させていただいたところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

今回のこの事務処理の要項が制定されたことによって、今までのあれと何が大きく変わったのか、ここをちょっともう少し詳細的に教えていただきたいんですけど。

学務係長

岩崎委員のご質問にお答えします。

今までのやり方ですと、本人に催告書及び納付書を送付しまして、納付していただくという形だったんですけども、今回、滞納整理要項を作成したことによって、いわゆる強制執行ができるようになったのが一番かと思います。差押えとか、裁判所に申立てをしてですね、訴訟を行いまして、強制執行が可能になったというところが一番変わったところだと思います。

岩崎委員

分かりました。なかなか今まで滞納についての対応が、対処がなかなか事務的に大変だったというお話を伺っているのも、それが進んでいくのであれば、すごくいいことだと思います。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。

ほか。

赤木委員。

赤木委員

関連してなんですが、この本当に滞納整理というのは非常に大事ですので、ご苦労さまでございます。この中の第2条、督促、第3条、催告とありますよね。催告の中で、教育長が催告の必要がないと認めた滞納者については、この限りではない。これは例えばどういう人ですか。

学務係長

赤木委員の質問にお答えします。

どういう人が該当するのかということになりますけれども、例えば生活困窮だとか、災害等で資力が今現在はないということで、そういった方には催告の必要がないということで、そういった方には奨学金の返還猶予など、そういった形を取りたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

赤木委員

そうすると、今現状では催告までいっている人はいないという解釈でいいですか。

学務係長

はい。こちらに書いてある、今回、要項に設定した催告は送ってはいないんですけども、独自で今までに督促というか、そういった払ってくださという催告は送付しております。

今回要項を制定したことによって、催告した後、納付がないならば、最終催告書、裁判所訴訟、という強めの催告ということで、順を追って催告が送れるように変更させていただいたところになります。今まではこういった様式がなかったので、とりあえず、残っているんで払ってくださいという催告はもちろん出していたんですけども、今回は払っていただければ、例えば連帯保証人の方にご連絡しますとか、もっと強めであれば、このままいけば訴訟の案件になりますということで、段階的に催告の度合いというんですかね、ちょっと強めになっていくような形になっております。

赤木委員

せっかくこれ要項ということで、10条で法的措置とか11条で強制執行という項目がありますよね。そういうものも含めて、やっぱりこの例えば16ページにある様式7のほうで、最終催告書、ありますよね。こういうふうに、この10条の法的措置とか11条のあれ、こういうものですよというのを明示していいではないでしょうか。当然、でも、ここまでいくにはね、電話だとか訪問なりでやり取りはしているでしょうけれども、こういう要するに公金をあれに使わせてもらっているんだから、返してもらわないわけにはいかないんですということを強めに、こういうふうにもう出来上がっちゃったものだから、ある意味、明示するということはできないんですよ。

学務係長

別紙というか、どちらかに文言を入れることは可能です。基本的に訴訟という言葉が入ってくると、滞納者から何らかの連絡はあるとは考えております。

最終的に、どのように納付いただくかが大事になるかと思います。

赤木委員

本当に担当の方は非常に嫌な思いもするでしょうしね、大変な部分だと思うんですが、やっぱり税金から賄ってできたお金を活用していますよというのを分かってもらいながらね、少しでも返していただけるように継続してお願いしたいと思います。

中村委員

関連していいですか。

これ1つはね、かなり以前はなかなかここに踏み込めないということで、差押えというのがあるんだよと言いつつも、なかなか動けなかったという。でも、こういうふうにルール化することかな、いいと思うんですよ。あとは、納税なんかに関しての滞納整理とかというのは、皆さん、役職の方が歩いてね、滞納整理に歩くとかという、そういうのがありましたけれども、こういう文書で催告書ですか、出すとか、そういうのでも結局はなかなか受け入れてもらえないというときに、訪問をやったりされますか。それとも……

教育長

福井課長。

学校教育課長

中村委員さんのご質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、税とか料ですね、こういったものの滞納整理に関してですね、職員が戸別訪問をしてですねお願いに上がるということは、現在は職員はや

ってございません。やっぱり税に関してもこのようなルールを決めて、文書等でやり取りをさせていただくということが基本になっております。そういった意味で、これまでこの奨学金に関しては、税金や保険料といったもの、公金とは違うような債権になってきますので、そういうルールが明確化されておりました。ですので、我々も戸別訪問等を市内でも請求できるようなルールを定めさせていただくという意味で、このような要項を今回定めさせていただくということでご提案をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

中村委員

それは今、奨学金の返金の関係ですよね。それでいいと思うんですけども、一般の納税に関しては、やっぱり滞納整理はやるんですよね。

それもやらない、今やらない。どこか催促業者というか、一般企業なんかは催促、そういうもの、保険会社はあるんだよね。そういうところに頼んでいるの。

生涯学習課課長

私のほうから、十一、二年前にちょうど分岐点で、訪問して徴収をとったりするのと併せて差押えもするようになりまして、今現在、訪問はしておりません。差押えとかも、文書を出して、最初は督促状、はがき程度のものを出して、話があれば来ると、そのまま何か月か経っても何も来ないという場合は、もっと強い文書を出して、それでも来ないというふうになってくると、預金とか、会社の給与の差押えというのが主でやるような形で行っているような状況で、このままですと差押えになりますよとか、そういうような形で滞納整理というのは、訪問ではなく、窓口に来て相談すれば、そういう差押えとかはしないで済むというような形に今はなっています。

中村委員

分かりました。

そうすると、そういった督促出す、それから催告書を出すと、そういったことは全部職員さんがやっているんですよね。どこかに外注して、業者じゃなくて。

学務係長

少し補足いたします。全て委託していないかというわけではないですけども、一部、高額滞納者については茨城租税債権管理機構というところに委託はございますが、基本的には職員が催告、差押え等を行っているところでございます。

教育長

ありがとうございました。

では、報告第10号について終了させていただきます。ありがとうございました。

その他について何かございましたらお願いします。

仁見課長。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課です。北関東中学校野球大会の閉会式ということで、教育委員の皆様、出席よろしくお願いいたします。通知も先ほど机の上に置かせてもらったんですけども、時間の変更ということで、決勝戦終了後ということで、お昼の12時30分を目安に来ていただければと思います。

す。一応、熱中症対策ということで決勝戦のほうも繰り上げて開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

あしたの開会式については変更ございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長

ご協力よろしくお願いいたします。

ほかありますでしょうか。

福井課長。

学校教育課長

学校教育課より次回定例会の日程についてご案内させていただきます。

8月の定例会は8月26日月曜日、翌9月の定例会を9月25日水曜日、いずれも1時半から大会議室1で開催させていただきますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

それでは、以上で教育委員会7月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員